

健康保険資格喪失証明書

保険者番号		被保険者証	記号		
保険者名		(組合員証)	番号		
被保険者本人 住所・氏名	住所				
	氏名				
基礎年金番号(年金手帳記載の10桁の番号)			—		
資格喪失者欄 (資格喪失者全員を記入)	氏名	続柄	生年月日	資格取得年月日 ※資格喪失年月日	資格喪失の理由 1. 退職 (年 月 日退職) 2. 被保険者死亡 3. 扶養基準収入超過 4. その他 (理由:)
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

保険者 所在地
(又は事業所) 名称
代表者
電話

印

【注意事項】

- ※資格喪失年月日は退職日の翌日(国保組合の場合は退職当日)となります。
- 国保加入の手続きは職場の健康保険等の資格喪失後14日以内に済ませてください。
手続きが遅れると、保険税をさかのぼって納付することになったり、その間の医療費については全額自己負担になったりします。
- 資格喪失者欄は、被扶養者も含めて、資格を喪失した人全員について記入してください。
- この証明書は事業者又は保険者が記入してください。
- 国保加入手続きの際は、この証明書・認め印・年金証書(年金受給者のみ)のほか、同世帯の人が国民健康保険被保険者証や医療証(乳幼児・障害者・ひとり親家庭等)をお持ちの場合は、それらもお持ちください。
- 記入が不十分の場合は国保加入手続きを受付できなくなりますので、ご注意ください。

(太宰府市国民健康保険)